鳥取県公報
毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則　技能労務職員の給与に関する規則の一部改正

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県規則第十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給料）

第二条　知事は、職員に対し別表第一の給料表により給料を支給するものとする。

2　前項の給料表を職員に適用する場合における職務の等級の区分については、別表第二の職務の等級分類基準によるものとする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	1等級 昇給期間	2等級 給料月額	2等級 昇給期間
	円	月	円	月
1	8,200	12	5,600	12
2	9,020	12	5,810	12
3	9,850	12	6,120	12
4	10,680	12	6,530	12
5	11,210	12	6,830	12
6	11,950	12	7,040	12
7	12,680	12	7,360	12
8	13,530	12	7,760	12
9	14,470	12	8,200	12
10	15,420	12	9,020	12
11	16,370	12	9,850	12
12	17,310	12	10,680	12
13	18,260	12	11,210	12
14	19,210	12	11,950	12
15	20,260	12	12,680	12
16	21,300	12	13,530	12
17	22,460	12	14,470	12
18	23,710	12	15,420	12
19	24,970	12	16,370	12
20	26,220	12	17,310	12
21	27,480	21	18,260	21
22	28,840	24	19,210	24
23	30,310		20,260	

別表第二　職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に合まれる職
一等級	車庫長、守衛長、副守衛長、交換室長、技工長、用務主任
二等級	運転手、守衛、交換手、技工、倉庫夫、業手、道路手、汽缶士、調理士、炊事夫、看護助手、用務員、自動車整備士、寮母

鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給料）

第二条　知事は、職員に対し別表第一の給料表により給料を支給するものとする。

2　前項の給料表を職員に適用する場合における職務の等級の区分については、別表第二の職務の等級分類基準によるものとする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

附則別表第二

技能労務職給料表暫定手当定額表

職務の等級 / 号給	1等級	2等級
	円	円
1	400	300
2	420	310
3	450	320
4	480	330
5	510	330
6	550	340
7	580	360
8	630	380
9	670	400
10	720	420
11	770	450
12	810	480
13	860	510
14	910	550
15	960	580
16	1,000	630
17	1,050	670
18	1,110	720
19	1,170	770
20	1,220	810
21	1,280	860
22	1,340	910
23	1,410	960

附則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、附則第四項、第五項及び第六項の改正規定は、昭和三十四年十月一日から適用する。

附則第四項中「附則第二項前段」を「附則第二項」に、「四級地である場合にあつては四、三級地である場合にあつては三、二級地である場合にあつては二、一級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。」を「四級地である場合にあつては三、三級地である場合にあつては二、二級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則別表第二を次のように改める。

＜当時の行政職給料表＞

別表第一　行政職給料表

職務の等級 / 号給	1等級 給料月額	1等級 昇給期間	2等級 給料月額	2等級 昇給期間	3等級 給料月額	3等級 昇給期間	4等級 給料月額	4等級 昇給期間	5等級 給料月額	5等級 昇給期間	6等級 給料月額	6等級 昇給期間
1	31,770	12	21,300	12	16,370	12	12,680	12	8,200	12	6,830	12
2	33,550	12	22,460	12	17,310	12	13,530	12	9,020	12	7,040	12
3	35,330	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	9,850	12	7,360	12
4	37,110	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	10,680	12	7,760	12
5	38,630	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12
6	40,670	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	11,950	12	9,020	12
7	42,150	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	12,680	12	9,850	12
8	44,230	12	30,310	12	23,710	12	19,210	12	13,530	12	10,680	12
9	46,510	12	31,770	12	24,970	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12
10	48,940	12	33,550	12	26,220	12	21,300	12	15,420	12	11,950	12
11	51,150	12	35,330	12	27,480	12	22,460	12	16,370	12	12,680	12
12	53,450	15	37,110	12	28,840	12	23,710	12	17,310	12	13,530	12
13	55,750	21	38,850	12	30,310	12	24,970	12	18,260	12	14,470	12
14	58,050	24	40,670	12	31,770	12	26,220	12	19,210	12	15,420	12
15	60,350		42,150	12	33,550	12	27,480	12	20,260	12	16,370	12
16			44,230	12	35,330	12	28,840	12	21,300	12	17,310	12
17			46,510	12	37,110	12	30,310	12	22,460	12	18,260	12
18			48,940	12	38,850	12	31,770	12	23,710	12	19,210	12
19							33,550	12	24,970	12	20,260	12
20									26,220	12		
21									27,480	12		
22									28,840	12		
23									30,310			

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

6　改正後の規則の別表第一の給料表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同給料表の給料月額欄に掲げる額は、この規則の附則別表第二に定めるところにより読み替えるものとする。

（経過規定）

7　この規則施行の際現に給与条例別表第一行政職給料表の四等級又は五等級の適用を受けている車庫長、守衛長、副守衛長、交換室長、技工長、用務主任、運転手、守衛、用務員及び自動車整備士の職にある者に対する給料表の適用については、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者が当該給料表の適用を受けるにいたるまでの間については、この限りでない。

8　この規則の施行前に改正前の規則の規定に基づいて昭和三十四年四月一日以降この規則の施行の日の前日までの期間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。